

|        |     |     |     |     |     |     |          |    |          |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|----|----------|
| 文書分類番号 | 00  | 09  | 03  | 002 | 永 年 | 起案  | 平成 年 月 日 | 決裁 | 平成 年 月 日 |
| 議 長    | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 主 査 | 主 査 | 担 当 | 文書取扱主任   |    |          |

## 第 13 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

|                              |                                                 |              |              |
|------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 開催年月日                        | 平成 20 年 8 月 29 日（金曜日）                           | 開会 09 時 59 分 | 閉会 12 時 47 分 |
| 開催場所                         | 第三委員会室                                          |              |              |
| 出席委員                         | 山木、清水、中田、山腰、田村、水口                               | 事務局          | 田湯次長         |
|                              | 委員外議員～窪之内、井上                                    |              | 山本主査         |
| 欠席委員                         | なし                                              |              |              |
| 説明員                          | 別紙のとおり                                          |              |              |
| 議 件                          | 別紙のとおり                                          |              |              |
| 議 事 の 概 要                    | 1. 所管からの報告事項について                                |              |              |
|                              | 次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。                |              |              |
|                              | (1) 公営住宅の家賃制度改正について                             |              |              |
|                              | (2) 江部乙川改修工事に伴う現況測量の実施について                      |              |              |
|                              | (3) 一般会計補正予算について（道路新設改良費）                       |              |              |
|                              | (4) 専決処分について（車両損傷事故の補償）                         |              |              |
|                              | (5) 滝川都市計画道路見直し検討協議会の発足について                     |              |              |
|                              | (6) 農業委員会の新たな体制について                             |              |              |
|                              | (7) 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について（制度融資～原油価格高騰緊急対策資金） |              |              |
|                              | (8) 滝の川地域の商店出店の可能性について                          |              |              |
|                              | (9) 滝川高等技術専門学院機能移転について                          |              |              |
|                              | (10) ジンギスカン王国滝川、夏まつり GOKAN 開催結果について             |              |              |
|                              | (11) そらふちキッズキャンプサマープレキャンプ2008開催結果について           |              |              |
|                              | (12) 2008北海道スカイスポーツフェアイン滝川開催結果について              |              |              |
|                              | (13) 雇用促進住宅の現状について                              |              |              |
|                              | (14) チャレンジショップ「ふらっと」のオープンについて                   |              |              |
|                              | (15) 一般会計補正予算について（生産資材コスト低減対策事業）                |              |              |
|                              | (16) 一般会計補正予算について（菜種・蕎麦乾燥調製施設建設事業）              |              |              |
|                              | (17) なたねの新たな対策の概要(案)について                        |              |              |
|                              | (18) 農地集積加速化等基盤整備事業について                         |              |              |
| (19) 農作物生育状況（8 月 15 日現在）について |                                                 |              |              |



平成20年8月28日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘  
滝川市農業委員会会長 太 田 康 雄

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成20年8月4日付け滝議第78号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 経済部長               | 多 田 幸 秀            |
| 経済部商工労働課長          | 若 山 重 樹            |
| 経済部商工労働課元気タウン推進室長  | 千 田 史 朗            |
| 経済部商工労働課元気タウン推進室次長 | 長 瀬 文 敬            |
| 経済部商工労働課産業観光推進室長   | 志 賀 久 幸            |
| 経済部商工労働課産業観光推進室主査  | 前 田 昌 敏            |
| 経済部農政課副参与          | 野 澤 秀 徳            |
| 経済部農政課長            | 新 井 敏 幸            |
| 経済部農政課副主幹          | 北 野 清 隆            |
| 経済部農政課副主幹          | <del>金 子 昌 弘</del> |
| 経済部農政課副主幹          | 鎌 塚 忠 夫            |
| 経済部農政課主査           | <del>本 村 純</del>   |
| 経済部農政課主査           | 阪 本 康 雅            |
| 経済部農政課営農振興室長       | 福 島 卓              |
| 経済部農政課営農振興室主幹      | <del>佐 藤 仁 彦</del> |
| 建設部長               | 岡 部 豊              |
| 建設部土木課長            | 大 平 正 一            |
| 建設部土木課副主幹          | 川 本 滋              |
| 建設部土木課都市計画室長       | 千 葉 強              |
| 建設部土木課都市計画室副主幹     | 武 藤 一 男            |
| 建設部土木課都市計画室主査      | 小 池 禎 一            |
| 建設部建築住宅課長          | 三 谷 文 彰            |
| 建設部建築住宅課副主幹        | 鎌 倉 幸 男            |
| 建設部建築住宅課主査         | 相 川 喜美子            |
| 建設部建築住宅課主任主事       | 万 年 英 人            |

滝川市農業委員会会長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

|           |         |
|-----------|---------|
| 農業委員会事務局長 | 中 川 啓 一 |
|-----------|---------|

(総務部総務課総務グループ)

## 第 13 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会

H20. 8 . 29 (金) 10:00

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

### 1. 所管からの報告事項について

#### 《建設部》

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| (1) 公営住宅の家賃制度改正について         | (資料) 建築住宅課 |
| (2) 江部乙川改修工事に伴う現況測量の実施について  | (資料) 土 木 課 |
| (3) 一般会計補正予算について (道路新設改良費)  | (資料) 土 木 課 |
| (4) 専決処分について (車両損傷事故の補償)    | (口頭) 土 木 課 |
| (5) 滝川都市計画道路見直し検討協議会の発足について | (資料) 土 木 課 |

#### 《農業委員会》

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (6) 農業委員会の新たな体制について | (資料) 農業委員会 |
|---------------------|------------|

#### 《経済部》

- |                                                     |            |
|-----------------------------------------------------|------------|
| (7) 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について<br>(制度融資～原油価格高騰緊急対策資金) | (資料) 商工労働課 |
| (8) 滝の川地域の商店出店の可能性について                              | (口頭) 商工労働課 |
| (9) 滝川高等技術専門学院機能移転について                              | (資料) 商工労働課 |
| (10) ジンギスカン王国滝川、夏まつりGOKAN開催結果について                   | (資料) 商工労働課 |
| (11) そらふちキッズキャンプサマープレキャンプ 2008 開催結果について             | (資料) 商工労働課 |
| (12) 2008 北海道スカイスポーツフェアイン滝川開催結果について                 | (資料) 商工労働課 |
| (13) 雇用促進住宅の現状について                                  | (資料) 商工労働課 |
| (14) チャレンジショップ「ふらっと」のオープンについて                       | (資料) 商工労働課 |
| (15) 一般会計補正予算について (生産資材コスト低減対策事業)                   | (資料) 農 政 課 |
| (16) 一般会計補正予算について (菜種・蕎麦乾燥調製施設建設事業)                 | (資料) 農 政 課 |
| (17) なたねの新たな対策の概要(案)について                            | (資料) 農 政 課 |
| (18) 農地集積加速化等基盤整備事業について                             | (資料) 農 政 課 |
| (19) 農作物生育状況(8月15日現在)について                           | (資料) 農 政 課 |

### 2. 第3回定例会以降の調査事項について (別紙)

### 3. その他について

### 4. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

## 第13回 経済建設常任委員会

H20.8.29(木)10:00～

第三委員会室

開 会 9:59

### 委員動静報告

委員 長 全員出席。委員外議員～窪之内、井上。空知新聞社、北海道新聞の傍聴を許可する。

#### 1. 所管からの報告事項について

委員 長 (1) について説明を願う。これは議案関連になっている。

##### (1) 公営住宅の家賃制度改正について

三谷課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長 ① 収入基準の見直しにより、収入月額が20万円以下から15万8,000円以下に下がると言われたが、当然入れない所得層がふえると思う。それはどれくらいになると見込んでいるか。

三谷課長 ② 市の収入でいうとトータルでどうなるのか。

① これからどれだけの方が入れるかという質問であるが、それについては、まだどのように試算したらよいかわからない。

② 市の収入については、平成19年度のデータに基づき試算したところ、平成20年度に比べ平成21年度は200万円程度の調定金額となる。これは、その年の収入によって変化するので目安である。

副委員長 いわゆる抜本的な制度改正でないと思う。全国市長会などでは、平成8年の法改正による市町村の家賃収入の大幅な減の補てん対策ということを求めてきているが、そういうものにはなっていない。国からの補てんプラス若干の家賃値上げというものを描いていたが、そういった抜本改正では全くないということについて、国の考え方とかどのようなになっているか。

三谷課長 今回の改正は、より一層低所得者の方を入れようという改正である。反面、家賃が全国的とは言えないが、家賃の収入が下がっているのは、地方が多く、別な要望として、今副委員長が言われたように全国市長会に上げているのは、継続審議となっている状態で、断ち切れたわけではない。今後、制度見直しの時期があるかもしれないという状況である。

副委員長 周知の仕方であるが、この表を渡したとしても全くわからない。階層ごとに言われても、自分の収入月額が幾らかということを知らないと、算定基礎額に何を掛けて家賃が決まるのかという根拠がわからない。周知すればよいのではなく、今年度の家賃と収入月額が昨年幾らであって、どのように改正されたかがわかるような周知方法を伺う。

三谷課長 家賃の算定方法は今までどおりで、計算式は変わっていない。入居の収入申告時に、別な様式を同封し送付している。わかるようにということであるが、1,700件もあるので、個々に対応することは不可能である。わからない方については窓口で個別に対応したいと思っている。

副委員長 これは、おそらくパソコンのエクセルに入っていると思うので、計算そのものは簡単にできると思うので、1人で3日かかるか、1日ででき上がるかはわからないが、資料を出しておくのと納得して心配をかけない。現状では、下がる人からも苦情の電話が来るという役所仕事ということになってしまう。その辺に

- 三谷課長 についてするかしないか伺いたい。  
先ほどの答弁に誤りがあった。収入申告は今の説明した方法でよいが、月額家賃が決まったときに、個別に文書等で再度発送する。個々には事前に理解できるようにになっている。
- 委員長 他に質疑はあるか。（なし）（１）について報告済みとする。  
（２）から（５）まで一括説明願う。  
（２）江部乙川改修工事に伴う現況測量の実施について  
（３）一般会計補正予算について（道路新設改良費）  
（４）専決処分について（車両損傷事故の補償）  
（５）滝川都市計画道路見直し検討協議会の発足について  
（（２）～（４）について資料に基づき説明する。）  
（（５）について資料に基づき説明する。）
- 大平課長 説明が終わった。質疑はあるか。  
千葉室長 ① 江部乙川の改修工事の経過について、いつごろから工事が行われてどんな工事を目指しているのか。  
委員長 ② マンホールの表面の溝の凹凸が原因で、車体が損傷するとしたら、市内全箇所が損傷する原因となる。段差を直すということが基本であり、今の説明はいいわけのように受けとめた。ものすごく神経質なくらいきちっとやっているところもある。地元の方々が言えば、全部のマンホールを見直していくという必要性はあるのか、再度起きたらどのように考えたらよいのか、現状を伺いたい。  
副委員長 ③ 都市計画道路について、いわゆる重要路線である都市計画道路の市道が全然違うと思う。それがどれくらい違うかということと重要路線にもかかわらず都市計画道路の見直しから普通の市道に格下げするということは、国が都市計画道路を認めないということなのか、都市計画道路と市道との違いと、都市計画道路の整備を国が認めないということになっているのか伺う。
- 大平課長 ① 今の現況の堤防を外側に広げるという工事になる。どういう形になるか、いつからの工事はわからない。  
② マンホールの認識の件について、市内のマンホールが土壌により、マンホールの周りが傷むというケースがある。幹線で事故が起きる確率の高いところを、下水道とともにスピードの上がる箇所は舗装を一度はがしたりして、フラットになるように進めようとしているところである。  
③ 一般的道路と街路との補助率については、全く変わりはない。補助については、50%、法人等の取り扱いについても変わりがない。滝川都市計画道路見直し検討協議会では、国が認めないということではなく、目的としては、人口減少であるとか、社会的に都市計画決定をされて以来、30年以上もたっている。なのでこの会の目的からいってその実態を検証し計画の変更、あるいはそのままという状態になるかどうか、廃止も含めて総合的に検討会議で検討するという。ことで、資料のとおり滝川市の対象道路という大きい幅の中央通りで用地決定をしているというところが、何十年も手つかずで、市民の方々にも制限を加えている状況がある。このような社会状況の中で、よいかどうかというところを検討し、当然道路の改良等については、市の政策であるので必要な部分について、街路等でなく普通の道路として交通量を確保し、住民の生活を確保することは十分できるので、この分については、法的制限が加わっている道路に対し

副委員長

てどうかというところを検証しようというところであるため格下げではない。

①江部乙川についての対策については、この図からいうと上流部からあふれるわけであるから、道の認識としてそこが一番求められたと思う。あふれる線路より下流にあるが、線路の上であふれるということなのでその対策はどうか。築堤が決壊しないように川の底、河岸等にコンクリートを入れて補修するのか、または改修するというものなのか確認したい。

② 都市計画道路についてはわかりづらい。公園については、一度都市計画図に載ってしまったら二度と外せない。今の報告では道路は見直す、公園は見直さないと感じられた。補助率も何も変わらないのであれば、なぜ見直さなければならないのか。都市計画道路であるがために市道ならできるがこれではできないというデメリットがあるのか。また、上部からそのような指導をされているのか。なぜ公園ではそういうことをしないのか、見直しをする根拠を再度聞きたい。

岡部部長

① 今、江部乙川は見たとおり築堤を降りてから耕作地がなく側面が洗掘されている。大水が出た際、洗掘されて堤防が決壊する。地元の農家の方もそれを恐れている。敷地の中では基本的に解決はできない。水の流れるところを広げ、河川を広げるということは、大きく引き手という堤防の位置を変えるという形しかとれない。国は、JRの橋の下流までが管理区分である。上流については、北海道の管理区域になる。JRを超えて市が管理している市道があり、我々も北海道と協議中であり、その鉄道橋を拡大するということは、JRの函館本線を一回移動しなくてはいけない。それに9割近くの予算がかかるので、もっと違う方法はないのか、我々もその指導も含めて、北海道が動くということになれば、滝川市も市道について橋の断面が小さいので整理をしなくてははいけない。その辺を含めて対応をしていかなくてはならないということで、今取り進めている。なかなかJRの問題があつて前に進まないというのが1つある。

② 街路の見直しについて、確かに、全国的に道路の特定財源もあるが、それを除いたものの考え方として、街路というのは、今の敷地のところの街路と、20メートル幅の街路もあり、民地に食い込んで計画決定しているものもある。それには、民地の部分に建築制限がかかる。将来的には道路になる。ただ、建物を建てる時には、制限を越えないということで、普通の木造モルタル2階建てまでしか制限区域内には建てられない。鉄筋コンクリートのものは外すことになっている。それが、30年も40年もこのままでよいのか。地域住民にとって、制限を加えていくことが果たして正しいことなのか。原則社会というかこのような状況下になってきたときに今の街路網が果たしている役割が、将来整備しなければならない必要性があるのか、今の現道幅員の中で、整理をきちっとすれば、それはそれで地域にとってはベストではないかという考え方はある。そういうところから、今滝川市の全体の見直し、都市計画の用途の見直しをやっているが、その中の一環として街路というものの考え方の整理を一回してみたい。今までこういうことは過去においてやったことがない。拡大する一方であつた。ただ、原則社会というのがよいかわからないが、一步下がって見つめなおしてみようと、ただ、道路網として残さなければならない街路もあり、交通量の調査等もするので、それに基づき個々の路線は今の幅員でもよい。将来的に広げなければならない街路、残すもの、いろいろ考えもあるので、そのためにこういう街路をつくって、整理をしていこうとしているところである。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (2) から (5) について報告済みとする。所管交代のため休憩する。

休 憩 10 : 46

再 開 10 : 49

委員長 再開する。本日、農業委員会は総会の都合により経済部の前段に行くこととした。(6)について説明を願う。

**(6) 農業委員会の新たな体制について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

中川局長 説明が終わった。質疑はあるか。

委員長 幹旋の中で、幹旋不成立というのもあると思う。最近の5条申請は何件くらい出ているか。中には農地を持っていて、不用なのでだれか要らないかという人も実は出てきている。そういう状況をどれくらい把握しているか伺う。

田 村 幹旋の不成立の関係については、今年の決算書に掲載しているが、28件の幹旋で、1件が不成立で、27件が成立である。幹旋の不成立の理由は、価格面的な面で折り合わなかったということで、農業委員会としては、農業委員が地域のいろいろな過去の幹旋事例とか、相場を決めて、幹旋価格を定めるのだが、売るほうが納得しなかった。買うほうが納得しないということもないわけではないが、売るほうがその価格では売れないと言われた。5条申請については、34件か38件と思ったが、資料が手元にないので詳しいことは言えないが、減少傾向にある。今年の建築偽装の問題で、建築確認申請が厳しくなっていると聞いて、なかなか許可がおりないということで、今少ないと聞いているが、来年の3月いっぱい、家を購入するときは1%控除が切れるということで、駆け込みで7件、8件出していたがだめになったようだ。延長されるということは、聞いているが、農地を維持できなく、どうしたらよいかという話はある。相談を受けているのは、今年に入ってから1件あったが、贈与すると贈与税がかかる。贈与税はかなり高いと聞いているが、税率は金額によって違う。単純に2町、3町の農地を引き継ぐとした場合に贈与税も考えた方がよいと対応し、4町ほどで、200万円程度かかるということになり、そのままになっている保留が1件ある。その他は特にない。

田 村 耕地農地の荒れている農地の中で、土地改良事業賦課金が未納になったままになっているところが出てきていると思うが、滝川で未納の農地のうち、放置農地を把握しているのか。また、指導をしているのか伺う。

中川局長 農業委員会として、本格的に耕作放棄地の調査を始めたのは、平成18年度からで、ことは、農水省から農政課に全体調査を行うことで、9月8日を予定している。今までは、農業委員会が単独で行っていたのが、ことしからは農政課と一緒に本格的な調査を行っていこうと、先日も担当職員と予備調査も行った。耕作放棄地で新たに見つかったところはないわけではない。農業委員会が調査した中では16ヘクタール程度と思うが、それから若干ふえる予想はある。農業委員会としてもそういったものが発生した場合、地区の農業委員に借り手を見つけてもらうとか話には入るが、やはりいろいろな事情があり、競売物件になっているとか、裁判所で差し押さえのある物件とか、お年を召した方で、昔、農地法というのが一回貸してしまうと戻ってこないという考え方があって、賃貸に同意してくれないというのがあり、なかなか農業委員も大変で、先日、東滝川地区でも解決はしたが、土地を相続した方がなかなか同意してくれなかつ

たので、農業委員と農協の協力で何とか種をまくところまでいった例がある。土地改良事業賦課金の関係についても、滞納しているところがあるとは聞いているが、私が聞いたのでは、5件ほどあるが、個人情報にかかわるので我々のほうでは求めている。後は、改良区からは耕作は何とか解消してほしいと、農業委員会に働きかけているということで、話を承っている。

中川局長  
委員 長  
副委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① 標準小作料で、大きいところでは3年で2割下落しているが、3年前はどの程度のものであったか伺う。

② 現在16町の耕作放棄地ということであるが、今年の肥料代の大幅アップで、幾ら小作料を下げても、単に2,000円とはいっても肥料代のアップにも追いつかないものである。資料でいうと、麦の場合1反当たり5,000円アップする。5,000円のうち2,000円は回収したとして、3,000円は食い込みである。問題は、ほとんどの耕作地は今の産地づくり交付金があるから転作料が入り借りてやれている。これが、平成21年度、平成22年度以降はどうなるかわからない。今の状況でいけば、一気に何百ヘクタールが来る可能性がある。市のデータとして、耕作の実態の資料はどんな作付をしているか。水田の輪作の方々、水田で米をつくっても合わないので畑作をつくられている方が多いのではないか。そういう一、二年後に起きる耕作放棄というものに対する構えにならないように農政課としてちょっと弱いのではないかと思う。その点はいかがか伺う。

中川局長

① 小作料で平成14年当時はどうだったかということについて、資料については平成17年1月1日から平成19年12月31日となるので6,600円から13,000円。その前が江部乙の東地区であると8,600円、江部乙の中地区で14,200円、江部乙西地区であると19,000円、滝の川東地区15,200円、滝の川西地区16,100円、東滝川地区18,100円と平成14年の小作料から平成17年1月1日までの小作料については、今よりずっと大きな引き下げ幅で5,000円前後の引き下げを行っている。その当時の農産物の米の価格形成が非常にゆがめられているということで、一気に小作料を下げている。

② 私も予想はつかないところであるが、肥料高騰ということで、あとは燃料代も高騰している。今までコスト削減に努力してきた農家の方々が、どこで吸収するかということになると、かなり厳しいだろうと思う。農産物の価格についても上がる予想はついていないので、かなり厳密なコスト計算で農地を今までは担い手と言われる方々に発生した耕作放棄地を見習わないようお願いはしてきているが、もうこれ以上は勘弁してくれということは当然出てくると思うし、新聞報道では、来年度の農水省概算要求で耕作地を改良するため、整備にお金を出していただけるような話も少し書いてあるが、それがどういう形で実施されるかということについてはわからない。耕作地の対策を農業委員会でどう考えるかということについては、この場では答えづらいところである。

委員 長

政策的なことや、国策的なことなどは新聞報道等であるが、先行き不透明なので、農業委員会の関係だけでも答弁願いたい。

多田部長

今、中川局長より説明があったが、耕作放棄地の関係で、国は地域に対して、それぞれどんな状況になるのか、どういう形で改善していくのかということで、ランクづけして対策を取って耕作放棄地を少しでも解消するような方向に向か

うよう、多分、今年度の次の国会の中で、補正が組まれるのではないかという予想もなされているところである。そういった受給率向上に向けた動きの流れの中で国のほうも耕作放棄地解消に向けた制度が今後取る方向である。市としても、農業委員会と連携を取りながら、耕作放棄地を把握していくのと、担い手の育成、新規就農、あるいは高収益の作物の導入等を図りながら、少しでも改修していきたいと考えているところである。ただし、町場の中の農地については、耕作放棄地化というのは非常に難しいのか、少しでも耕作放棄地が出ないよう農業委員会と一緒に状況把握していきたいと考えている。

副委員長

先ほど平成14年当時が出たが、さかのぼって、これが一番高いときのマックスではないと思う。わかる範囲でお答え願いたい。

中川局長

今、手元にある資料が14年当時までしかない。この前となると、後ほど用意したい。

委員長  
井上

答弁が終わった。他に質疑はあるか。

① そもそも農業委員会に議会からは出ていない。今経済状況は、非常に悪い。そういう中で、小作料はどんどん下がっていく。清水副委員長の言うとおりで、私の知っているのは、東滝川あたりでは1万9,000円であったのが、今は11,000円である。貸す側、借りる側、放棄地的なところはいろいろ条件があるかもしれないが、家の貸借契約にしても貸す側の印、借りる側の印、権利がある程度保障されていなければならない。プリント7の滝川小作料協議会とは、どのような構成になっているのか。しっかり加味されているか。ちょうど2,000円減となっているが、この価格設定の仕組みがどのようなになっているか伺いたい。またメンバーも伺いたい。

② 決定の原則があると思う。農産物の市場価格が主体で、それから急激に改定しゼロになっていく。借り手がいない。土地によってはよいところもある。ここで、借り手双方の合意のもとで小作料の変更もできるという記載があるが、なかなかこういう標準が出たらできない。そういうところを厳選しなければならないのと、農協を通じて貸し借りするのがある。あの場合はこの表とどうなのか。その点について説明願いたい。

中川局長

メンバーということであったが、先ほど申し上げたとおり貸し手の農地を出していただく農家の代表の方が5名、バランスを確保するために今回は滝川地区から2名と江部乙地区から3名、借り手のほうは滝の川地区から2名、東滝川地区から1名、江部乙地区から2名ということで、貸し手、借り手各5名ずつ、農業改良普及センターの江部乙にある中空知支所から1名、農協から1名、農業共済組合から1名、あと空知土地改良区から1名、滝川市から1名という構成で、残りは農業委員会から4名であり、資料は、価格設定の仕組みと話したが、標準小作料を算定するときの仕方であるが、土地残余方式という言い方をしているが粗収益から生産費と経営報酬を差し引いたのが小作料となっていて、粗収益を計算するときには、米であれば単価は幾らかというと、今回の単価は1キログラム191円を出している。それだけで、1キログラム30円以上下がっていて、10キログラム300円。その計算の根拠というのは、農協から各農家に渡された1俵あたりの値段から算出しているし、その年によってきらは、ななつぼし等の量が違うので、品種構成があり荷重平均を掛けている。過去3カ年の平均であるが、今回であれば平成16、17、18年の3カ年の品種ごとの価格の平均ということで1キログラム当たりの単価を出している。それに対しての生

産費であるが、農水省の統計情報事務所からいただき、それも3カ年平均で、その中には種子代、薬剤費、農機具の経費、建物の公租公課の関係、家族労働があれば家族効果の費用を見て、最後に経営主報酬というのは、経営主にも幾らか残らなければおかしいということで、それを差し引いた結果で1,000円くらい下げるということもあり、実際には江部乙東地区でいえば、小作料に当たる純利益は4,766円という結果になったが、2,000円も下がった。もともと東地区は6,600円だったところなので、それを一気に2,000円を下げるというのはどうかということで、農業委員会の中でも議論もあったし、単純な計算で引き下げはしていない。先ほど、清水副委員長から質問があったように平成14年のときに5,000円前後下げているもので、それに対する抵抗感があるだろうということで、単純に答えをそのまま小作料に当てはめて出したものではないということだけは理解していただきたい。農協を通じた賃貸の場合についても、農協にも当然小作料が変わったということを知り、農協が決めるのではなく双方の合意がなければ、標準小作料というのは、法的にこれに縛られるということではない。農地法上、標準小作料は1万円だが、土地が肥えていてよいからといって1万5,000円で貸すなど、それを上回った金額になった場合、3割を超えると農業委員会としては勧告ができることになっていて、賃貸の価格設定はできないということは農業委員には常時言っているが、下げる場合も上げる場合もある。あくまでも標準小作料がすべてでない。これを参考に双方合意して1反当たりの小作料を決めるように委員には伝えている。

井 上  
中川局長

農協が斡旋しているのか。

参考になっているのは農業委員会の小作料を参考にしていると思うが、農協が決定しているのではなく、借りる方と貸す方が決めている。そういうことと農業委員会では認識している。

委 員 長

農業開発公社は売買があると、例えば基準が40万円であつたら5年間は農業公社が買い取るわけであるから、40万円の2%を賃貸料としていただくということで、あとは、正規にその分を差し引き、今度は15年で払ってもらうというやり方で、井上委員外議員はその点で勘違いしているのではないかと。農協は実際何もしない。農業委員会が全部する。農協みずからが、農業委員会と同様なことは行っていない。あくまでも農業委員会は滝川市の農業関係の小作関係については全部仕切っているということであり、ただ、データとして情報はいただくということである。

中川局長

農地の賃貸については、元々は農地法に基づいていたわけであつたが、農地法は先ほども申したとおり、貸した意志、借りたがらない意志、農地を貸したら戻ってこないなどあり、それをもっとやりやすくしたのが農業経営基盤強化促進法という特別法であり、農地法よりも少しゆるくて、ある期間設定され、期間が切れたら自動的に返還される仕組みになっているもので、基盤法の法律の審査を農業委員会ですでにいただき、告示行為は市長が行い、農業委員会はその事務を行っていて、賃貸の申し出があつたら農業委員会の総会に諮って承諾を得て、最終的には滝川市長が告示をして、利用集積計画を認めるということで、正式に賃貸借の関係が成立するということをやっている農協はその事務代行を行っている。あるいは、農地保有合理化法人計画といい、農地を一たん持つことができる法人になっていて、貸し手が農協に一たん貸し出して、農協がだれか別の方に貸すという仲介をしている形になっている。農業委員会は、

井 上

中川局長

委 員 長

若山課長

委 員 長

水 口

若山課長

賃貸の関係を法的に認定することを行っている。

再度確認だが、資料の中で、「なお賃貸借契約に基づき、継続中の農地貸借については」の利用集積計画ということはどういうことか。

農業経営基盤促進法に基づくという法律で特別法があり、普通、契約というと、消費貸借契約、土地賃貸契約と名前をつけるが、そういった場合は、当然、金額を定めて印紙を貼らなくてはならないが、この基盤強化法利用集積計画というのは、それに代わる市が定めた計画に従って農地の賃貸をして担い手の利用集積を諮っていると、そういった印紙がかかるということは一切ない。実体は契約書であるが、契約書でない、そういったものを定めることによって、農地の賃借関係を市長が告示で定める。法律的な話になるが、通常皆さんが貸し借りするときは、利用集積計画を定めていただいて、一定の5、10年の賃貸契約の文書、まだ契約が残っているものについては、計画変更ができ、価格にかえることができるということが書いていて、平成20年1月1日以降に新規で契約を結ぶときはひな形なり、契約期間中について説明している文書である。

他に質疑はあるか。（なし）（6）について報告済みとする。

（7）から（9）について説明を願う。

（7）滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について（制度融資～原油価格高騰緊急対策資金）

（8）滝の川地域の商店出店の可能性について

（9）滝川高等技術専門学院機能移転について

（別紙資料に基づき（7）から（9）を説明する。）

説明が終わった。質疑はあるか。

滝川高等技術専門学院の関係であるが、どこまで確定的な話で進んでいたのか後で説明を受けたいと思うが、当初、平成21年度か平成22年度まではあるという話が一時出て、最終的には一方的に平成20年度末で統廃合ですという経過になったと思うが、その辺の経過についてもう少し詳しく説明をいただきたい。今後の進め方で検討会議を設置するということだが、以前から聞いている限りでは今の滝川高等技術専門学院が持っているノウハウというものと、スキルアップセンターの持っているノウハウというものが若干技術力に差がある。滝川高等技術専門学院の持っている技術力というもののほうが高いレベルである。それを何とかスキルアップセンター等が、上手にそれを補う形でやっていきたいというが、そんなことも含めてこの検討会議では議論されていくものなのかどうか。滝川高等技術専門学院では国家資格が取れるが、別の機関であればそれができない。その辺のことも含めての検討会議の中身なのか伺う。

引き継いだ中身では、当初は平成21年度という形で進んでいた記録が残っている。3月に市長または、大河道議が要望に行かれたときに当時の近藤副知事のほうから平成20年度で廃止ということを一方的に言われ、そうではないので、新年度に改めて関係団体と要望の受け入れを了して3月26日に帰ってきたところである。他市では、網走市も同様であることから、網走市は建築関係で2年間の凍結期間があるので当市も終わりを合わせるということで考えていたが、2年間という形は崩さないで1年間の観光部門とのやりとりもあり、建築部門は残す方向で進み、最終的にはそれもできなかった。結局1年間で閉じて、2年間は建築しか続いていない。滝川市も道庁、滝川高等技術専門学院を通じて行っていたところだが、道庁としては平成20年度末に廃止をもって中長期ビジ

ョンに載せるといったことで動いてはいた。道庁側の意向が強く、要望6団体の中でも平成20年度終了という形は、地域に納得できる形ですしてほしいと、1回人材育成課の野澤参事が来て要望6団体に説明会を開いた。要望6団体としても各関係団体が入っているの、地域、業界の方々とも相談していただき、平成20年度をもって終了は飲まなければいたし方ない部分もある。ただし、その終了の仕方だが、滝川高等技術専門学院の持っていた機能を次のところに残していくかをもっと重点的に要望していくが、結果的に平成20年廃止はやむなし。ただし、地域の方々に十分な説明を行った中で、次に続くものを充実させていきたいということで進められてきた。今後の進め方でのノウハウは、最終的にスキルアップセンターで受けるという形になっているが、滝川高等技術専門学院とスキルアップセンターでやる中身で国家資格に差が出る。国家資格はスキルアップセンターでは取れない。それをどうクリアするか技術の違いなり、技術的なものは道から指導者を送り込んで欲しいと決定はされていないが要望している。今そういう形で課目別の部会を開いて親会に報告される。そこに技術の差を出さない、使える機械、使えない機械の力の差もあるがその辺は十分加味しながら部会を開いている。学院の先生や業界の方々の入った部会でたたき台をつくり、親会でその差がでないように検討している。

水 口

滝川高等技術専門学院の施設をどうするのか、箱全体と中にある設備を今後スキルアップセンターとしてどう利用させてもらうかの協議を今後していくのか。箱施設全体の今後について考えがあれば伺う。

若山課長

訓練に必要な機械については、道としては市に無償譲渡する。それをスキルアップセンターあるいは訓練機関に貸しつけるということは一切構わない。滝川高等技術専門学院で一覧表をつくって部会におろしている。しかし移転費等は市の方で見てほしい。大きな機械は持っていけないので、一覧表で今後の訓練の中で有効に活用できるものはどれだということで部会の中で揉んでいきたい。建物についても道庁で自分の課以外で使う所は募集をかける、それでダメであれば市のほうで何かないかお聞きしたい。市のほうとしては譲渡したい考えだった。少し考え方も変わってきて、市が何か使うのであれば最初に聞くという形にはなっているがよい案がないというのと、図面はいただいているが貸出条件、譲渡条件も示されていないことから、市と道と、どう使えるのか並行して考えていく、それも含めて国にも働きかけていく。それでだめであれば民間にあのまま売れるのか、だめであれば施設を壊して更地にして売却したい考えを持っている。財政と詰めた話ではなく人材育成課の中での考え、経済部、道庁の中の考えであると聞いている。一部の機械を動かされないのであれば使わせてほしいとまでの話をしているが、管理費の水道・電気をどう止めるのか結構費用がかかって、道庁としては閉鎖したところには一切お金は出せないとお達しを受けている。統廃合になった段階で閉鎖していく。閉鎖後すぐ借り手がないのであれば、その環境整備をきちっとしてほしいと市、関係6団体のほうからも言っている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

副委員長

滝の川のスーパー跡地について、幾つかがだめになったという中で、「生鮮おろし」はどうなったのか。もう一点はバスの予定は「山田水産」だと思うがその確認とアンケート結果の概要について伺う。

若山課長

「生鮮おろし」のほうは地元でアタックしてだめだった。バスの話だが、バス

は「山田水産」ではなく、車のほうが「山田水産」である。どこまで報告していいか町内会には確認は取っていないが、言える範囲で、買い物バスについてのアンケートでは、あそこの世帯数はもっと多いが、抽出した300件余りのアンケートで、現在は車で走っている方が大半で、無料の買い物バスが出たら乗ると言った。例えばアクロスプラザ方面、ビックハウス方面の2方向で聞いている。乗ると言う方は42.6%。乗らない、わからない、無回答がそれ以外で、乗ると言う人が半数を割っている。ビックハウス方面も同じで43.5%。乗らない、わからない、無回答が半数以上を占めている。何便必要かという質問では、一番多かったのが「週3便午前に行きたい」との回答だった。どこに買い物に行っているかとの質問では、アクロスプラザ方面、ビックハウス方面が多かったのでその点でここに絞ってこの方面に行くのであればバスを使うかというアンケートも付随して聞いた。

副委員長  
若山課長  
副委員長  
若山課長

バスの予定の対象はどこなのか

私が正式に受けているわけではないが、「滝川自動車運輸」と聞いている。

送迎バスはどこがやるのか。

送迎バスはどこがやるかの問題ではなく、ビックハウス方面ならどうか、アクロスプラザ方面なら行くといったことで、どこをどう動くということはまだ決まっていない。

副委員長

先ほどの説明ではけがをしたから延期になるというのは「山田水産」の車で、バスについてのアンケートは検討中で、実施者は「滝川自動車運輸」が有料でやるといったことか。

若山課長

有料無料は、はっきりしていないようだが、うまくいけば行く店からの協賛金を募るような形でということは聞いている。私もこの方には直接会っているが、そのときはこの話は一切なく、何かあればという話で終わっていて、その後で地域の方々と、この出店する会長との話で承っていると聞いている。これはまだ先の段階で、できれば会社名等は一切伏せていただきたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(7)から(9)について報告済みとする。

(10)から(12)について説明を願う。

(10) ジンギスカン王国滝川、夏まつりGOKAN開催結果について

(11) そらぷちキッズキャンプサマープレキャンプ2008開催結果について

(12) 2008北海道スカイスポーツフェアイン滝川開催結果について

若山課長  
委員長

(別紙資料に基づき(10)から(12)を説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(10)から(12)について報告済みとする。

(13)、(14)について説明を願う。

(13) 雇用促進住宅の現状について

(14) チャレンジショップ「ふらっと」のオープンについて

若山課長  
千田室長  
委員長

(別紙資料に基づき(13)を説明する。)

(別紙資料に基づき(14)を説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(13)、(14)について報告済みとする。

(15)から(17)について説明を願う。

(15) 一般会計補正予算について(生産資材コスト低減対策事業)

(16) 一般会計補正予算について(菜種・蕎麦乾燥調製施設建設事業)

(17) なたねの新たな対策の概要(案)について

新井課長 (別紙資料に基づき (15) を説明する。)

福島室長 (別紙資料に基づき (16) を説明する。)

阪本主査 (別紙資料に基づき (17) を説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

山 腰 農政課資料2の菜種・蕎麦乾燥調整施設建設事業について、1億9,000万円の50%が補助率であるが、この50%はわかるが、北海道農林業費補助金、農業奨励費補助金の残りの50%はどうなっているか伺いたい。

福島室長 残り50%は事業自治体ということでJAの負担になる。

山 腰 対策であるが、いずれにしても菜種については議会としては継続を要望していたが、補助金が切れるということで最終的にこういう形になった。それで、平成21年度は2,000万円の補助金で、作付も前年よりか100億円くらいふえて、実質生産者である作付の皆さんが手元に残るお金は、補助金が切れたあとと今とではどのようになるのか伺いたい。

阪本主査 補助金が切れた場合については、今、価格交渉を行っている。当初、現補助金が、交付金1俵当たり60キログラムと計算して5,000円で販売価格が1万円。補助金がなくなった場合、再生産していかななくてはならないということで、今、技術者の日当を協議していて、通常50キログラムで考えると8,000円で交渉、60キログラムあたりを9,600円で返りいただくことになっていて、補助金がなくても何とかやっていける価格帯かとこちらとしては考えているところである。

山 腰 それでは、われわれが懸念していた作付も何とか産地の皆さん方が、継続してやれるということで考えてよいか。

阪本主査 一度、協議会で生産者を集めて、定例会を開催した中で50キログラム当たり8,000円あれば、何とか継続していけるという話し合いがついている。

多田部長 将来的な目標として補助金がなくても、やっていけるような事実ができるような仕組みをつくっていきたいと考えている。平成20年度で交付金が切れるということで、平成21年度以降の交付金の要望を行ってきて、基金残高があったもので、その基金残高を活用して、平成20年度初めの移行作業について、幾らかでも助成制度をつくっていただけないかというようなことを農水省に要請して、単年度ではあるが今回10アール当たり1万3,000円の交付金の制度ができそうだということであり、それをもらいに行きたいということである。10アール当たり1万3,000円であるので、その中から、流通加工費を引き満額農家にはいかないが、単純に1万3,000円いくとしたら、1俵あたり2,000円になる。1俵2,000円くらいの交付金がいただければ、今、阪本主査が言ったように販売価格も少し上げてもらいながら何とかその8,000円に近づけるような価格にもっていきたい。行く行くは生産者がつくっている価格と実務者とがあっていけるような仕組みをつくっていきたい。

山 腰 それは何よりだが、その菜種を消さないように、JAもお金を掛けて乾燥するのか。(はい)了解した。

委員 長 他に質疑はあるか。

副委員長 制度の終わりの最後のところでしっかり数字を聞いておきたいが、平成19年度産で菜種のJA買い取り価格が幾らで、プラス4分の1を農家が負担した分を引いた残りの補助金が幾らで、合計補助金が幾らであったか。それに対して、来年度は8,000円で買ってくれるとして、平成19年度と比較してどうか。

阪本主査 平成 19 年度産の販売価格が正確な細かな数字まで押さえていないが、50 キログラム当たり 4,200 円程度である。生産者の負担は、抛出金を除いて補助金が 4,200 円程度。実質 8,400 円程度が農家に行く手取りである。今回 21 年度産で契約はされていないが、50 キログラム当たり 8,000 円で買っていたとしたら、プラス今回 10 キログラム当たり 1 万 3,000 円となることから、1 反で 300 キログラム当たり取れば部長が言われたように 2,000 円くらいプラスされる計算となるところである。

副委員長 50 キログラム当たりで 4,200 円だと、100 キログラムで 8,400 円であり、60 キログラム当たりで 2 割アップだから丁度 1 万円ということで、50 キログラム当たりで 8,000 円という新しい価格は前よりよくなったということか。(はい) 1 年間だけは前よりアップし、2,000 円がなくなって 8,000 円を買ってくれば、補助金があった時と同程度だというふうに押さえてよいか。(はい) 流通経費は向こう持ちで変わっていないという押さえでよいか。(よい) 了解した。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (15) から (17) について報告済みとする。  
(18)、(19) について説明を願う。  
**(18) 農地集積加速化等基盤整備事業について**  
**(19) 農作物生育状況(8 月 15 日現在)について**

北野副主幹 (別紙資料に基づき (18) を説明する。)

新井課長 (別紙資料に基づき (19) を説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (18)、(19) について報告済みとする。

委員長 **2. 第 2 回定例会以降の調査事項について**

委員長 別紙のとおり確認してよいか。(よし) 継続することに決定した。

委員長 **3. その他について**

委員長 滝川市と滝川市営農振興対策連絡協議会が主催で市内の農作物の生育状況調査を毎年行っているが、差し支えなければ 9 月 5 日午後より経済建設常任委員会として参加して視察をさせていただいたらどうか審議いただきたい。急な話で他団体に割り込むようだが、バスの空きがあるということなのでいかがか。日時は、9 月 5 日金曜日 14 時 5 分市役所発、調査内容は調査ほ場、水稻、大豆、果樹、野菜、花きの 5 カ所程度予定、また、終了後に滝川ふれ愛の里バーベキューハウスで懇親会が 17 時にある。意見をいただきたい。

田 村 何人ぐらいでどんな団体か。

委員長 事務局を入れて 16 人くらい。たきかわ農業協同組合、空知農業改良普及センター中空知支所、滝川市農業委員会、中空知共済組合、空知土地改良区、ホクレン滝川種苗生産センター、北海道立花・野菜技術センター、北海道立中央農業試験場遺伝資源部、滝川市の 9 団体である。

山 腰 農業にかかわっている議員もいるからよいことと思う。

委員長 経済建設常任委員会としてどうか。

山 腰 委員会となると義務づけられるので、関係者もいることだし自由参加としたほうがよい。懇親会もあり、意義あることと思う。

委員長 新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会もできたことであるし、もっと早くに情報が入っているとよかったが情報を得るのが遅かったが、皆さんに賛同が得られればと思う。

井 上 主体はどこか。

委員長 経済部長が滝川市営農振興対策連絡協議会会長であり、農協は共催である。

山 腰 経済建設常任委員会として計画したものではなく、割り込んでいく形になるので、経済建設常任委員会ではなく、議員全員に出欠を伺ってみるとよいと思う。

水 口 委員会ではなく委員長名で議員各位に案内するだけでよいのではないかと。

委 員 長 委員長名で案内し、自由参加としてよいかと。(よし)

全体を通して、その他について何かあるかと。(なし)

**4. 次回委員会の日程について**

委 員 長 次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えるかと。(よし)

以上をもって、第13回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 12:47